平成２５年（フ）第２４０６号
大阪府東大阪市立花町２番28号　103号、前住所大阪府東大阪市南荘町11番10号
破産者　坪井　哲哉
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番９―413号、従前の住所神戸市灘区篠原南町５丁目４番11号　ウイゴしのはら201
破産者　西井　貞夫
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３号
兵庫県姫路市飾東町佐良和336番地１
破産者　山本商店こと　山本　雅也
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３５０号
北九州市門司区寺内１丁目19番３号、開始決定時の住所北九州市門司区吉志新町２丁目12番７号
破産者　木村　正雄
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３５号
佐賀県佐賀市若楠１丁目２番１号　グリーンパークシティＡ―201、開始決定時の住所佐賀県佐賀市神園３丁目５番32―103号
破産者　林　　祥二
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
福岡市西区下山門団地41番502号、申立時の住所佐賀県佐賀市高木瀬東４―10―23
破産者　辻元　久男
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
福岡市西区田尻１丁目12番26―101号、前住所佐賀県唐津市朝日町1057番地22
破産者　田中　靖子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４８３号
仙台市泉区虹の丘１丁目10番地の６　特別養護老人ホーム泉陵虹の苑、開始決定時の住所仙台市泉区黒松２丁目29番13号
破産者　三浦　和子
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
千葉県柏市篠籠田1234番地３　レオパレスプルミエ204、破産手続開始決定時の住所茨城県牛久市神谷６丁目２番地23　ホワイトビレッジＤ―201
破産者　濱田　智博
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
茨城県龍ケ崎市大徳町293―21、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市藤ケ丘１丁目18番６
破産者　小林　　茂
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
茨城県龍ケ崎市4255番地　シティパレス竜ケ崎703号室
破産者　船藤　末司
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
新潟県長岡市希望が丘１丁目534番地　エクセレント開107号室、住民票上の住所新潟県長岡市宮内２丁目３番１号
破産者　田上紘三郎
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
愛知県豊田市栄町６丁目５番地７　レオパレス豊田104号、開始決定時の住所愛知県豊田市小坂本町１―129―１　グレース小坂本町703
破産者　棟方　輝昭
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
愛知県岡崎市薮田２丁目１番地10　セジュール桂Ｂ―201
破産者　平山　常明
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９８号
愛知県刈谷市築地町２丁目24番地６　ドミール・リン202号、前住所愛知県刈谷市一ツ木町４丁目22番地２　サーラシティ一ツ木204号
破産者　梶浦　禧子
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係